6 6

0 0

市では、

子育て支援の推進と子育

への経済的負担を軽くするた

体育料を げ

園」の保育料は、 新制度に移行しない ら4月中旬に通知する予定です。 個々の決定保育料につ かる場合があり いては、

いほかに、 各施設、 実費負担 事業者によっては、 「聖ルカ幼稚 保育料 が

引き下げます

(詳細は左表参照)。

-成27年度

か

ら現行保育料を

が設定しています。

設定します。

市内の保育園・認定こども園の保育

・子育て支援新制度に移る

国が定める基準の範囲内で市

今まで通り、

4月からの保育料の 算定方法が変わります

■認定こども園(幼稚園部分) 一律の保育料

市民税額を基準とした階層区分

■保育園・認定こども園(保育園部分) 所得税額等を基準

市民税額を基準とした階層区分

※階層区分認定の基礎となる課税額は、保護者(父母)の課税額を合算した額になります(配当控除や住宅ローン控除な どの直接控除は適用せず、控除前の税額で算定します)。現在行っている旧年少扶養控除にかかる再算定は行いません

■1号認定保育料 認定こども園(幼稚園部分)

階層区分

生活保護世帯

市民税非課税世帯

77,100 円以下の世帯

211,200 円以下の世帯

211,201 円以上の世帯

市民税所得割

市民税所得割

市民税所得割

階層区分

生活保護世帯

あって、ひとり親または

在宅障がい者のいる世帯

第2-1階層を除く

市民税非理税世帯

のみ課税世帯

48.600 円未満

48,600 円以上

73,000 円未満

市民税所得割

97,000 円未満

97,000 円以上 133,000 円未満

市民税所得割

133,000 円以上

169,000 円未満

市民税所得割

169.000 円以上

301.000 円未満

市民税所得割

301.000 円以

2

第6

第7

第3

階層

第1

保育料 (月額)

0円

3,000円

8,900円

10.000円

11,000円

■2号3号認定保育料保育園・認定こども園(保育園部分)

保育料 (月額)

0円

3.600円

8 900 FI

16,100円

12,600 円 | 12,300 円

24,000円 23,500円

27.800 円 27.300 円

28,200 円 27,700 円

28.400 円 27.900 円

32,000 円 31,400 円

2 号認定

第2子

0円

1,500円

4,450円

5.000円

5,500円

3 号認定

0円

0円

10,700 円 | 10,500 円

14,400 円 | 14,100 円

17,600 円 | 17,300 円

24,600 円 24,100 円

33.100 円 32.500 円

37,800 円 37,100 円

42.500 円 | 41.700 円

51,200 円 50,300 円

4,700 円

3歳児~5歳児 保育園などの子ども ○歳児~2歳児 保育園などの子ども

0円

3.500 円

8,700円

15,800 円

第3子

0円

0円

0円

0円

0円

0円

4.600円

第1子

保育園・認定こども園を 兄弟姉妹で利用する場合

2人目は半額、 3 人目以降は無料に

■県と市が、平成 27 年度から実施する「新ふくい 3 人っ子応援プロジェクト」 により、同一世 帯で児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人)を3人以上養育し ていて、保育園や幼稚園を利用する子が第3子以降である場合、保育料が無料になります。

	0歳 1歳 2歳	(年少) (年中) (年長) 3 歳 4 歳 5 歳	リ、1 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人 18 歳
保育園認定こども園	第4子 0.0 無料	第3子 0.0 無料	第2子 第1子 人
			- 内の数値は、第1子の保護者負担を1.0とした場合の負担割合

■認定こども園(幼稚園部分)では、年少から小学3年生までの範囲内に子 どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子 とカウントします (国制度)。

第1子の保育料は全額負担となりますが、第2子は半額になります。

第1子が年少~小学3年生までの 範囲外(小学4年生以上)になっ た場合は、それまで第2子だった 子どもを第1子とカウントします

第1子が小学校就学前までの範囲

外(小学1年生以上)になった場 合は、それまで第2子だった子ど

もを第1子とカウントします



■保育園、認定こども園(保育園部分)では、小学校就学前の範囲内に子ど もが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子と カウントします (国制度)。

第1子の保育料は全額負担となりますが、第2子は半額になります。

4歳 5 歳 小1 1歳 2 歳 3 歳 小2 小3 小4 認定こども園 0.5 1.0 (保育園部分) 小1以上はカウントしない 内の数値は、第1子の保護者負担を1.0 とした場合の負担割合

- ・4月~8月分は、平成26年度(平成25年中所得)の市民税額
- ・9月~翌年3月分は、平成27年度(平成26年中所得)の市民税額

平成27年度									平成28年度							
◆ 26年度の市民税額で算定 → ◆ 27年度の市民税額で算定 → 27年度の市民税額で算定									定 →							
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
					:											

保育料の切り替え時期が変わります

平成27年度から、保育料の切り替え時期が、毎年9月になります。

Ⅲ 広報おばま 平成 27.4

広報おばま 平成 27.4 10

3